

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階6-6・7会議室

○議事日程

平成30年8月7日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	8番 森 邦彦 君
9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君
12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君
15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

6番 野田 卓志 君 7番 片岡 篤夫 君

○委員以外の出席者

農林課主幹	長屋 隆司 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	洞戸事務所主事	長屋 一也 君
板取事務所主任主査	河村 茂 君	武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君
上之保事務所主事	福田 明宏 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂）西日本豪雨災害で本当に大きな被害があり、NHKの報道では死者が全国で218名、行方不明者が11名と広島を中心に被災されてみえます。関市におきましても津保川の氾濫で、7月10日のデータですが浸水家屋が、床上318棟、床下461棟、計779棟です。死者1名という事で亡くなられた方につきましては心よりご冥福をお祈り申し上げます。こうして本当に大きな被害があり、富野、武儀、上之保の方には体力的にも精神的にも大きなご苦勞をされていることと思います。農業関係では、鳥獣害防止柵が11キロに亘って倒壊をしておるといふ事がございます。私も2日ボランティアに参加させて頂きましたが、鳥獣害の柵につきましては、絡まったゴミを取り除いて、使える柵だけ使おうとすると、大変な労力が掛かるのではないかと考えております。

そしてもう一点は、水田が浸水しております。水田につきましては、いろんな物が流れ込んでおるのでと思います。そうすると、刈取りの時に刈取りの刃が傷んだりとかそういう大きなトラブルを抱える収穫になるのではないかと、大変な被害を被った訳ですけど、1日も早い復旧を望む訳ですけど、簡単な事ではないと思います。中には倉庫等も被災された方がみえるようですが、どうかお体をご自愛していただいて復旧の方に励んでいただければと思います。意を尽きませんが、お見舞いの言葉とします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、農林課主幹長屋がご挨拶申し上げます。

○農林課主幹（長屋隆司君）会長の言葉にもありましたが、7月7日から8日にかけて関市では記録的な豪雨に見舞われました。中でも富野、上之保、武儀につきましては、甚大な被害を受けておきまして、被災者の方にはまだ後片付けが終わらないというような状況で苦勞されておるといふ現状になっております。農業用施設におきましても農地の崩壊、土砂や流れ木の流入、また農業用水の寸断とか閉塞。先程のお話にもありました鳥獣害防止柵の分解など、多大な被害を受けております。市の方としましても、被害時から農業用水の確保を早急にといふ事で努めてまいりまして、粗々現在農業用水の確保には達したといふ状況になっております。また被災された農家の方への支援制度といたしまして、先般配布をさせて頂きましたが、被災者支援制度のガイドブックの中で、農業用施設にかかる支援制度についても記載させて頂いておりますので、目を通して頂きまして、ご承知おきいただきますようお願いいたします。農業委員の皆様方におかれましては、被災時に大変お忙しい中、また猛暑の中、被災状況の把握に努めていただくと共に被災者の方への指導とかご助言を頂いたことに対しまして熱く御礼申し上げます。ありがとうございました。そう言った事で、これからも被災者支援制度を設けさせて頂いておりますが、そちらの方の早期復旧活動に対しましてご理解とご協力をいただきますと共に一層ご指導頂きますことをお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

6番野田委員、7番片岡委員の2名が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。9番八木委員、10番杉山委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページになります。

1 番の案件 位置図は、1 ページになります。申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所の北東 1 0 0 m ほどに位置する農振農用地である畑 3 5 4 m²。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、営農管理が困難なため、売り渡すというもの。譲受人は、譲渡人の申し出により、申請地を買い受けて、農業経営の拡大をするというもの。

7 月 1 9 日に現地確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。本案件は、4 条 6 番の許可により、3 条許可要件である全部効率利用要件を満すため、4 条 6 番の案件と同時許可となります。

以上、所有権の移転に関するもの 1 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 1 号について、4 条許可と同時に許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第 1 号の 1 件を、条件付きで許可することとします。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、2 ページからになります。

1 番の案件 位置図は、2 ページになります。申請地は、肥田瀬地内、島集会所の北 1 5 0 m ほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地 4 6 m²。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第 3 種農地と判断します。転用目的は、農家住宅庭です。申請者は、申請地の隣接する土地に住宅があるため、申請地を庭として利用したいというもの。

7 月 1 9 日に現地確認をしたところ、平成 1 5 年ごろから庭として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2 番の案件 位置図は、3 ページになります。申請地は、肥田瀬地内、島集会所の北東 8 0 m ほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地 2 6 4 m²。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第 3 種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅倉庫です。申請者は、申請地の近隣に実家があり、実家の家財道具や日用品を収納するため、申請地を倉庫として利用したいというもの。

7 月 1 9 日に現地確認をしたところ、祖父が豚舎として利用していた建物を、父が改築し、倉庫として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3 番の案件につきましては、申請者からの取り下げ申請がありましたので、今回審議は致しません。

4 番の案件 位置図は、5 ページになります。申請地は、下有知地内、下有知小学校の北東 1 5 0 m ほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地 1 2 6 m²。農地の区分は、水道、下水管が敷設された道路の沿道で、申請地から 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設等の公共・公益的施設があるため、第 3 種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人は、現在居住している住居が老朽化し、手狭となったため、申請地に一般個人住宅を建築したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7 月 1 9 日に現地確認をしたところ、1 7 年前に埋め立てを行い、現況宅地となっていたため、

始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

5番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、下白金地内、下白金公民センターの北西330mほどに位置する登記地目田、現況地目田一部雑種地1,038㎡の内、485㎡。農地の区分は、特定土地改良事業等（面整備）施工区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、造園業資材置場です。申請人は、申請地の東側隣地で造園業を行っているが、営業拡張に伴い庭木、庭石の仮置き場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、平成24年ごろに申請地の一部に庭石を置くなどし、一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の1/2を超えないため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

6番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、洞戸栗原地内飛瀬集会所の北東320mほどに位置する登記地目畑現況地目山林594㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地に該当するため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。申請人は、周辺が山林となっており、農地として利用することが困難なため、申請地を植林したいというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、80年ほど前に植林され、現況山林となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、武芸川町谷口地内、森本公民館の南南東220mほどに位置する登記地目田、現況地目田一部雑種地2,710㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請人は、自身が役員をしている会社の従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として、賃貸するというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、平成26年頃から、申請地の一部を駐車場として使用しており、現況一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成29年7月6日に農振除外の認可を得ています。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

以上、6件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の6件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、肥田瀬笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南東380mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地364㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在アパートに住んでいるが、子どもも大きくなり手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、不動産業を行っており、申請地を手に入れ、宅地分譲地として造成したので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

7月19日に現地確認をしたところ、宅地であると確認しています。なお、本案件につきまして、平成30年6月29日付けで農地法5条の許可を受け、宅地分譲とする許可目的を達成しているが、申請地は現在仮換地中であるため、登記地目が農地から宅地に変更できないため、農地法の申請が必要となったものであります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、東新町7丁目地内天神公民センターの北東300mほどに位置する田8,441㎡のうち、330㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として維持・管理することが困難になったため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南東230mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地421㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸住宅用地です。譲受人は、申請地を譲渡人より生前贈与により譲り受けて、造成し、夫が運営し、譲受人も役員となっている会社に住宅用地として貸し付けるというもの。譲渡人は、高齢により営農規模を縮小したいため、譲受人の申し出により申請地を譲り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

7月19日に現地確認をしたところ、平成27年頃造成を行い、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、巾3丁目地内赤土坂公民センターの東380mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部雑種地、原野1,143㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、建築業倉庫です。譲受人は、建築業を行っており、申請地を買い受けて、倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が住宅化してきたため、農地として維持・管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

7月19日に現地確認をしたところ、平成26年頃に埋め立てをしたため、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

5番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、円保通2丁目地内東本郷公民センターの北西320mほどに位置する田722㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、不動産業資材置場です。譲受人は、不動産業を行っている法人で、近年分譲住宅の仕事が増えたため、建築資材の保管場所が手狭になったため、申請地を買い受けて、資材置場にしたいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、塔ノ洞地内東山公民センター北西330mほどに位置する登記地目畑現況地目原野659㎡のうち、431.77㎡。登記地目畑、現況地目原野458㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と

判断します。転用の目的は、造園業資材置場です。譲受人は、造園業を行っているが、現在使用している資材置場が手狭になったため、申請地を買い受けて、資材置場として利用したいというもの。譲渡人らは、贈与、相続により取得したが、農地として維持・管理することが困難になったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、水ノ輪町地内長良川鉄道関市役所前駅の西北西360mほどに位置する畑242㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅駐車場・庭です。譲受人は、申請地西側に居住しているが、駐車場が足りないため、申請地を買い受けて、一般個人住宅駐車場、庭として利用したいというもの。譲渡人は、高齢になり管理が困難なため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、小瀬地内瀬尻小学校の北東400mほどに位置する田2筆1,942㎡。農地の区分は、水道・下水道が整備された道路の沿道で、申請地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設等の公共・公園施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っている法人で、申請地の近隣に住宅及び公共施設があり、分譲地に適しているため、申請地を買い受けて、建売分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

9番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、小屋名地内西部保育園の南東300mほどに位置する登記地目田、現況地目畑439㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、保険業駐車場です。譲受人は、保険業を営んでいるが、業務上、被保険車両の一時保管用駐車場が必要のため、申請地を親戚より無償で譲り受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ、譲り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、小屋名地内赤土坂公民センターの北東300mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑3筆204.72㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅駐車場です。譲受人らは、現在アパートに居住しているが、手狭となったため、申請地北側隣接地を購入し住宅を建築したいが、道路に接続していないため、申請地を買い受けて道路に接続させ、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人らの申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、宅地であることを確認しています。本来であれば、登記簿・現況とも宅地であれば、農地法の許可は不要であります。本案件については、申請人の母親が、平成15年に宅地として購入し、購入後に畑土を入れ、家庭菜園として利用していたため、現況畑として固定資産課税されていたため、農地台帳に反映され、農地法の適用を受けることとなったため、申請されたもので、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、小屋名地内赤土坂公民センターの西170mほどに位置する登記地目田、現況地目畑3筆1,187㎡。農地の区分は、都市計画法

の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、コンビニエンスストアです。借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、コンビニエンスストアとして利用したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

7月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

12番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、小屋名地内赤土坂公民センターの南西100mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地199㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、現在のアパートでは手狭なため、申請地を買い受けて一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月20日に現地確認をしたところ、平成30年1月頃に埋め立てを行ったとのことで、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、側島地内保戸島公民センターの北東850mほどに位置する畑294㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、現在のアパートが手狭になったため、申請地を買い受けて一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、贈与により取得したが、周辺が住宅化してきたため、農地として管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、戸田地内、保戸島公民センターの北東850mほどに位置する田2筆4,899㎡。農地の区分は、特定土地改良事業等（面整備）施工区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、樹脂再生加工業倉庫です。譲受人は、申請地の東側隣地で、樹脂再生加工業を行っているが、既存の倉庫が手狭になったため、申請地を買い受けて、倉庫を建築したいというもの。譲渡人らは、農地の管理が困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の1/2を超えないため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、3,000㎡を超えるため、都市計画法の開発許可が必要となります。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

15番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、富之保地内武儀生涯学習センターの南60mほどに位置する畑579㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、土岐市で電気設備業を行っている会社で、申請地を賃貸借により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人は、農地として管理が困難なため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、洞戸菅谷地内上菅谷集会所の北東130mほどに位置する田330㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施行区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人らは、現在アパートに居住しているが、将来家族が増えることを考慮し、持ち家を探していたが、適地がないため、申請地を祖父から使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、

借受人である孫の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

17番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、武芸川町高野地内博愛小学校の北西440mほどに位置する田591㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて、建売分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

18番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、武芸川町高野地内博愛小学校の北西440mほどに位置する田1,375㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて、建売分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

7月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。

19番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、武芸川町宇多院地内一色公民館の北東50mほどに位置する登記地目畑現況地目宅地49㎡の内、31.41㎡。登記地目宅地、現況地目畑90.9㎡の内54.87㎡。登記地目宅地、現況地目畑97.71㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに住んでおり、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、居住地が遠方であることから、農地として維持・管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないことから、転用はやむを得ないと判断します。

以上、所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権設定に関するもの1件、計19件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の19件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、13ページになります。

1番の案件 位置図は、ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅むげ川の北東270mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2筆224㎡。変更内容は、転用事業者の変更です。当初事業計画者は、平成26年8月28日に、5条転用の許可を受け、一般個人住宅を建築する計画であったが、家庭的事情により事業を遂行することが出来なく、現在に至っているというもの。変更後の事業計画者は、申請地の東側に隣接する住宅に両親と同居しているが、婚姻することとなり、現在の住居では手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。

7月19日に現地確認をしたところ、雑種地となっていることを確認しています。申請地は、住宅、事業施設等が連担しているため第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、14ページになります。解除条件付使用貸借権の設定に関するものについて、新規が1件1筆、3,893㎡。使用貸借権設定に関するものについて、新規3件6筆、6,991㎡。地目は、すべて田で7筆10,884㎡です。地区は、小屋名、山田の2地区でございます。権利の設定を受ける者は、セイブ農産(株)他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者であることの証明申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、15ページになります。相続税の納税猶予制度につきましては、農地を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地を相続した際に、高額な相続税が課税され、農業を継続したくても、相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという状況が生じることから、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために、昭和50年度に相続税の納税猶予制度が設けられました。また、平成21年度の改正で、これまで相続税の納税猶予制度は、相続人自ら農業の用に供する場合のみを対象としていましたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域以外の農地に限り、農地中間管理事業、農地利用集積円滑事業、利用権設定等促進事業等の特定貸付を行った場合についても、対象となりました。要件としては、①死亡の日まで農業を営んでいた人、②農地等を生前一括贈与して贈与税の納税猶予の特例に係る贈与者、③特定農地貸付は営農困難時貸付を行っていたもの。また、相続人の要件としては、相続した農地（耕作権を含む）で、引き続き自ら農業経営を行うもの。

対象となる農地としましては、被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用に供していた農地のみで、物置、通路、作業場など作付けできない部分は除かれるものとあります。

申告の期限は、被相続人の死亡の日から10カ月以内に税務署に相続税の申告を行うこととなります。申請に当たり、農業委員会の「適格者証明」が必要となりますが、農業委員会はあくまでも証明書を発行する機関で、それだけで自動的に納税が猶予されるわけではありません。必ず税務署で特例を受けるための申告を行っていただきます。今回の案件につきましては、相続人は、八百津町の石原ふささんです。申請地は、神明町2丁目地内の登記地目宅地、現況地目畑409.91㎡です。相続開始日（被相続人の死亡日）は、平成29年8月4日です。相続人への聞き取り、現地確認した結果、相続税納税猶予の適格者としての各要件を満たしているものと判断します。租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であると判断します。

以上、相続税の納税猶予の適格証明の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○5番（遠藤昭治君）僕が実際に判子を押しましたが、よく分からないんです。僕が納税猶予を受けた時は、きちんと農業をやっているかとかあったけど、実際はどう見ても農地ではなくて雑種地なんです。神明町でどっちかと言うと路線価だね。書類を持って来られた時に農業委員会が、だめだと言う訳にいかないんで判子を押すんですけど、そういうのはOKというのが来るんですか。その辺が分からないので、聞きたかったんですけど。持ってみえた時は、だめだと言う材料もないので押すんですけど、人が申告したやつをね。僕の担当の所は、農用地よりか宅地や市街地で路線価のところは殆どなので、前にも出て来たかもしれませんけど、とりあえず判子を押してここで審議してもらえばいいんですかね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）適格者証明の最終的に判断を下すのは、この農業委員会の総会の場です。事前に申請にあたり、地元農業委員さんには現地調査をお願いしている状況です。

○5番（遠藤昭治君）現地調査というか、初めてだったので、その辺が聞きたかったんです。

○15番（土屋尊史君）事務局として現場を見た状況は雑種地だったのか、畑だったのか。

○事務局主任主査（田口旭君）農地と雑種地とが混合みたいな所で、木が植わってて。

○5番（遠藤昭治君）そうでしょ。雑種地だもん。草ぼうぼうで。

○15番（土屋尊史君）草は1年に一回刈ればOKだし、木が植わっているならこれが実がなる木なのか。

○5番（遠藤昭治君）タラの木です。

○15番（土屋尊史君）タラの木ね。そうすると耕作放棄地のような雑木が生えているような木かね。そうすると、畑じゃないよね。

○5番（遠藤昭治君）こういうのはやっぱり、判子押しちゃうじゃないですか。うちらがだめと言えないじゃないですか。それも持って来る時に市役所の方で押してもいいよというのを持っ

てきて欲しいんだけどね。今後こういうのは判断に困るので、どうなんですかね。例えば、押し
てここで審議するという事でもいいんですけどね。今まではどうだったんですか。

○事務局主任主査（田口旭君）印鑑を押すのは書類に目を通したというもので、審議はやはりみな
さんの意見です。

○5番（遠藤昭治君）なら取りあえず押すだけでいいんだね。

○15番（土屋尊史君）遠藤さんがこうやって言ってくれないと、畑だったかで終わってしまうし。
現状が違うよって話だと。

○議長（野村茂君）遠藤さんのご意見だと雑種地だということなんですね。

○15番（土屋尊史君）事務局の判断としては畑とみなしたということやね。畑って書いてあるし、
始末書もない訳だからね。

○5番（遠藤昭治君）もう一つ聞きたいんですが、相続人はご高齢じゃないですか。こういうの
は聞くんですか。

○17番（日置香君）適格者証明って基準がある訳でしょ。じゃあ農業を続けなくてはいけないと
いうものですから、年齢もあるし、現況を見たら当然質問しなくちゃだめだね。

○5番（遠藤昭治君）嫌だね、気分的にね。

○15番（土屋尊史君）税金安くなる訳やでね。

○5番（遠藤昭治君）よそへ行った人だと特に出てきますからね。

○議長（野村茂君）適格証明者として出すことに対する条件はもう満たしている訳ですよ。

○15番（土屋尊史君）畑でない雑種地の状況で畑に戻しますよという事なら出せるわね。今は、
木が植わってるから木を切って、草は毎年刈って下さいよという条件を付けて出すならOKと言え
る。通って行ってしまえば、そのままやわね。

○5番（遠藤昭治君）年齢はいいんですかね。

○15番（土屋尊史君）自分でやらなくても人に貸したっていいんだからね。農地として維持して
ればいいんですよ。事務局としてOK出したんならそれは仕方がないね。事務局は農地の見回りの
時にどう判断するのかという一つの例だね。課税は宅地で来てるんですよ。

○議長（野村茂君）畑だね。現況課税でね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）現況は畑ですね。

○15番（土屋尊史君）現況は畑だけど、宅地なんで元々が、宅地で課税してるんですよ。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）課税は畑です。登記簿上は宅地です。

○15番（土屋尊史君）畑から宅地にした時は、よく調べてるけど、宅地から畑にした時は本当に
調べてる。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）農地台帳に載ってます。

○15番（土屋尊史君）どっちにしても税金が高かったから申告して、ずっと保存してるというや
つやね。一つのテクニックだから仕方がないよね。

○議長（野村茂君）ただ今の遠藤さんのご意見について、他にご意見等ございませんか。

○15番（土屋尊史君）今まで畑で認めてるなら、認めないとしょうがないわね。

○議長（野村茂君）この件につきまして、他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、原案のとおり承認することとし
ます。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸者の合意解約の届出について、説明させて

いただきます。議案は、16ページからになります。

1番の案件 届出地は、水ノ輪地区の畑242㎡。賃借人は、松田幸彦さんです。合意解約日は、平成30年7月1日です。

2番の案件 届出地は、山田地区の田6筆5,835㎡。賃借人は、亀山美和さんです。合意解約日は、平成30年7月1日です。

3番の案件 届出地は、山田地区の田3筆3,343㎡。賃借人は、亀山美和さんです。合意解約日は、平成30年7月1日です。

4番の案件 届出地は、洞戸飛瀬地区の畑1,098㎡。賃借人は、(株)紫屋です。合意解約日は、平成30年7月1日です。

以上、報告させていただきます。

○議長(野村茂君) 報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

○5番(遠藤昭治君) 先程の話ですが、判子は押すだけでいいんですね。それが一番心配なんで、見に行かなくても、とりあえず押せばいいんやね。

○18番(永井博光君) 自分で納得できないと押せない。私だったら押さないよ。

○15番(土屋尊史君) 相続税を止めないかん訳で、その人が後にどうするかであって。

○18番(永井博光君) どういう説明を受けるか分からないけど、それによって押すか押さないかは判断するんで。

○15番(土屋尊史君) 農地になってれば仕方ないわね。

○18番(永井博光君) そうやね。現況を見て。

○15番(土屋尊史君) 判断基準をそこでしないと、仕方ないわね。登記のものと見た目が合っていれば。

○5番(遠藤昭治君) それだけの資料って、ないですよ、来た時には。

○15番(土屋尊史君) これは採決ではなく、あくまでもこういう意見が出て来たを出すものだから。

○18番(永井博光君) 意見を求めるやでね。

○15番(土屋尊史君) 意見を求めるであって、採決しなさいじゃないからね。こういう意見が出ましたっていうので。

○18番(永井博光君) 会長はさっき採決って言ったけど、意見を求めるやでね。承認事項やないでね。

○15番(土屋尊史君) こういう意見が出ましたよという形で上げてもらえばいいんじゃないですか。

○議長(野村茂君) 適格者証明を交付する事について、ご賛同いただかないと出来ないという事で、諮らせていただいたんですが。

○15番(土屋尊史君) 適格者としてはいいけど、それがちゃんと農地性があるのか農地性がないのかそこら辺は。

○議長(野村茂君) それは委員さんの現場確認された時に判断して頂くんじゃないでしょうか。

○15番(土屋尊史君) こっちでは無理だよ。

○5番(遠藤昭治君) こっちに振らないで。

○15番(土屋尊史君) あくまでも事務局の方として、農地として認めますと言えばここで採決になるし、認めません、これはやっぱりおかしいと言えば、県の方に多分農地じゃないんじゃないですかという事で通って行くし。そこら辺じゃないですか。

○議長(野村茂君) 申請が出た時に、委員さんは現場を確認して頂いて、全く農地でなければ多分印鑑は押されないと思います。後、ここへ出て来た段階で現況確認ということになりますし、もう一度チェックをとという事になります。申請が出て来た時に農地であれば、印鑑を押して頂くという事になる。多分、拒否されるとまた事務局へ行って、そういう話をされますと委員さんと一緒に現場を確認しようかという話になると思います。

○5番（遠藤昭治君）そっちで見て、押してもいいですよというものが欲しいです。

○1番（安田美雄君）農地法3条の関係の申請ですが、今回私の所で農振地域ですが、過去に総会場で承認された件について、未だに当初の申請の目的の用を達していない農地が数件あるんです。途中でまた申請が出てこようとしていますので、今おっしゃるように印鑑を押す時に、ちょっと待てよと、こんな過去にまだ全然、次の農地としてですね具体的に言いますとハウス栽培ですが、これをやろうという事ですが、実際はまだ放ってあって2年経ったものもあります。中には賃借契約で契約期間があと残り1年というようなものもある訳ですね。それが、申請が出て来た時にそういう事を分かっている、本当に印鑑を押していいのかなと思うんですが。それとは別途問題として今の申請通りなされない場合に、個人的に言えば、これは投機目的の土地取得じゃないかと思われそうですが、通る案件なんです、法律的にこの申請について違法性という法的に問題はないという事でよろしいでしょうか。出てくれば誰も印鑑を押してしまいます。物理的には前から言うておりますようにハウス栽培には当然、ベース基地があります。そこからいろんな電気とかパイプを送らないと連携出来ないんですが、かなり1キロ以上離れた所で今度も土地を買おうとしてみえます。その土地を2年程前にも買って見えます。そこはまだ手付かずの状態である訳ですね。そういうような状態の農地を申請が通ってしまっただけで県の承認が通ったような土地があるんですが、今回は先程言いましたように隣の土地から申請が出てこようとしています。ちょっと待てよと。今日はちょうどいい機会ですので、質問させて頂きました。事務局の見解をお願いします。

○事務局主任主査（山下清司君）今の適格者証明にも絡むかもしれませんが、そもそも書類上整ってれば事務局もおそらく農業委員のみなさんも印鑑を押してこちらへ出して頂くような形がやむを得ないと思うんです。その段階で事務局は事務局なりに内容について充分精査しながらやり取りをしますし、農業委員の皆さんも地元の立場で現況を頭の中で分からなければ印鑑を押した後にしっかり現状を把握して頂いてから農業委員会の場で会長が補足説明があればということで振られると思いますので、その段階でいろいろ補足を説明して頂いて全体の場での結果が出ると、今の適格者証明でも他の案件についても理解しております。

今、安田さんがおっしゃった3条の件につきまして、具体的にはまことファームの長谷川さんの所の案件という事です。3条については譲受人が自ら農業を営むということが前提で3条の許可を出しているものですので、私どもも状況が状況であるということで直接長谷川さんとお会いをして指導をしました。3条と言うのは今言いましたように自らが農業経営を行うというものですので、自らが耕すということでもなくても使用収益権がちゃんとその人でないといけないという状況だと思いますので、それはおかしいんじゃないですかという指摘はしました。3条の申請をした時の作物がほうれん草だったという事ですが、これも施設園芸でのほうれん草という事で、ちょっとベースとなる所から離れているので、地域で一定のまとまりがないと給水などの設備投資がある程度のまとまりがないと出来ないで今取得したものだけでは、その設備投資にかかれないという事情をおっしゃられましたので、それは理解は出来るけれども、自らが農業経営を行うという事が、3条から逸脱しているという事で、その辺をどうしようというお話の中で、農用地であり田んぼですので、作付けは未熟だけれど近所の人にアドバイスをもらったり委託をしながら、当面ハウスの設置ができる規模になるまでの間は、そうやって自分が収益権者としてすべての采配をしたいというおっしゃり方をされましたので、作物が変わろうとも自らが農業経営を行うという事であれば、3条の内容からいけばいた仕方ないんじゃないかと理解をしている経過がございます。

○1番（安田美雄君）では、法的な問題はないという事ですね。今まで2年間も着工をしていないというのは。

○事務局主任主査（山下清司君）そう言われれば、申請通りではないですけど。

○15番（土屋尊史君）農地を農地として取得して、それが耕作放棄地になっていなければ農地なんですから、買って畑にしようが田んぼを作ろうが農地は農地なんですよ。耕作放棄地にしてしまったらおかしいけど、年に1回でも草を刈ってればそれは農地で、すぐにまた田んぼにも復元で

きる状況はOKなので、法律的に。

○1番(安田美雄君)しかし、3条で制限しているのは投機性っていう事を制限していますよね。

○15番(土屋尊史君)登記はすればいい訳でしょ。

○1番(安田美雄君)投資目的っていう意味です。先行投資と本人も言っているんです。

○15番(土屋尊史君)そういう風にやっても、結局事変で変えて行けばいい話ですよ。

○1番(安田美雄君)違う変更申請があるっていう訳ですね。

○15番(土屋尊史君)変更をいつやるかは本人の自由なんで。一回許可したものは、だめとは言えないので。管理さえしていればそれは別に構わない話で。遅くなれば事変だし、地目が変わればまたという事で。そんな物件はいっぱいありますよね。

○1番(安田美雄君)その中にもあるとは思いますが。私がどうも気になったのは、将来に向けての投資目的だということなんです。ハウスですからね。

○15番(土屋尊史君)それは仕方ないですよ。不動産屋とかねそういうテクニックでやる人もいっぱいいるし。それを縛る事はできないし。

○1番(安田美雄君)ましてや農振地域ですしね。その辺どうかと思ひまして。

○事務局主任主査(山下清司君)農振地域ですので、大前提がいたずらに農地以外にすることはまず出来ませんので、農業施設としてのハウスが周りの水田、水稻の作物とは違和感があるとは思いますが、それが今の少し離れている中である程度の規模じゃないと設備の投資にかかれないう意味で、安田さんがおっしゃった投機というか、それまでは事業にかかれていないので、第三者的にはやはり違和感があるのかもしれませんが、事業主としてはそういう理由をおっしゃったので、大前提農業委員会としては、農地をきちんと担保していただくことと農業生産を上げていただくという事がお約束いただければ、その方の使用収益権としてやっていただければ、やむを得ないんじゃないかなという理解をしております。

○1番(安田美雄君)企業の重役と書かれてみえまして、企業の方の成績も半分は責任でやってみえるという事で、年間150日以上農業をしているというのは重役の仕事もやっておられる訳ですから、そういう方が専ら出来るのかという所が客観性に乏しい気がします。投機、本人も先行投資とはっきりとおっしゃってみえますからね。山下さんがおっしゃるように将来的にやりたいと言ってみえるのかもしれませんが、別に職業を持ってみえるということですね。

○15番(土屋尊史君)そこら辺も、きちんとした規定がなくて150日というのも営業に回ったのも1日に入るんです。ちょっと水を見に行くのも1日入るんです。何時間というのはまた別の区切りですが、150日と書けば私は行きましたで行ったことになっちゃうから、そこら辺は調べられないですよ。

○1番(安田美雄君)まあそういう事ですよ。

○事務局主任主査(山下清司君)譲受人は、本来のまこと金型の役員ではいらっしゃいますけど、会社のいろんな部門があって農業部門が営まれていると思うんですね。従前非農地の川の方ですか、あちらでかなり大規模にやってらしてそれが土地改良地内に順番順番に規模を拡大していらっしゃるの、全く農業の営みの実績がないという事ではないので、全く新規就農でこの人は大丈夫かなというのとちょっと状況が違うのかなと。ただ場所的に離れるという所の部分で、安田さんのご心配も分からなくはないですが、事業主なりの言い方では先程申し上げたように一定のまとまりが出来までは設備投資がなかなか踏み切れないということのようでしたので、指導した状況としてはそういう事でございます。

○4番(佐藤平和君)私もそのような事を思っておったんですが、例えば今日、審議する中で30年5月というのが多くありました。農振除外になっていると。資料を全部回収されるので30年5月でも頭に全くないんです。この中でも5件か6件あったと思うんです。ほんとにその時農振除外があったんですか。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)ありました。農振除外の案件につきましては、農振担当の方から昨年の9月申請で出て来たもので地域の農振委員さんの地域部会とか全体部会を通り過ぎまして、県との協議も済んで、公告縦覧されたものが5月15日に全部認可されて、初めて農振除外が通り

まして農振農用地から農振白地になったという事で、農振申請目的である転用事業についてこれからいっぱい申請が、多分除外案件だけでも何十件とありますので、そういったものがこの先、来月再来月ぐらいまたいっぱい出て来るのではと思われまじ、またその前の年、もしかしたら2年3年前に農振除外を受けてはみえるんですけど、まだ転用申請のなされていない案件もかなりありますので、そういったものを含めてこの秋口までは除外案件が多数申請されてくるものと思われまじ。○議長（野村茂君）それでは他によろしいでしょうか。それではございませぬようですので、その他について事務局よろしくお願ひします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の農業委員会総会は、平成30年9月6日木曜日午前10時から大会議室で開催したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○職務代理（安田孝義君）慎重審議ありがとうございました。冒頭に会長が申されましたように、かつて私どもが経験をしたことがない異常気象といひますか高温異常が続いております。連日この近くでもテレビ放送で日本中で一番高い気温だと放映されておりますが、お互いに特に日中は気を付けて暮らして行きたいと思ひます。まだまだ続くようですので気を付けて暮らして行きたいと思ひます。ご苦勞さまでございました。

午前11時30分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

⑩

9 番 関市下有知3386番地

⑩

10 番 関市小瀬243番地

⑩
